

## 事業事前評価表

### 国際協力機構人間開発部保健第二チーム

#### 1. 案件名（国名）

国名： コートジボワール共和国（コートジボワール）

案件名： 妊産婦・新生児継続ケア改善プロジェクト

Project for Improving Continuum of Care for Mothers and Newborns

Projet d'Amélioration du Continuum des Soins de Santé Maternelle et Néonatale

#### 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
コートジボワールでは内戦の影響により、母子保健指標は、2015年の妊産婦死亡率（出生十萬対）645（サブサハラ平均546）、新生児死亡率（出生千対）37（サブサハラ平均28）と低水準である（WHO 2018年、UNICEF 2017年）。かかる状況の下、コートジボワール政府は、「第二次国家開発計画（PND II 2016-2020）」の中で「人的資本及び社会福祉の発展の加速化」を戦略軸におき、国民の健康状態の改善（質の高い保健医療サービスの利用頻度の向上、女性・子どもの栄養状態の改善）や、脆弱層による社会保障の享受（国民皆保険 CMU の実施）を掲げている。また、これに即した「国家保健開発計画（PNDS 2016-2020）」や「国家保健財政戦略」（2015年）が策定されており、PNDS も「母子保健の改善」を戦略軸の一つとして掲げている。これらは、コートジボワール政府も採択した「持続可能な開発目標（SDGs）」にも即している。

2017年にJICAが行った調査を通じ科学的根拠に基づいた妊産婦・新生児の継続ケアの確立およびコミュニティから一次、二次、三次医療施設までの適切な機能分担と各機関相互の連携システムの実現によるリファラル体制の強化が緊急の課題として明らかになっており、利用者（住民）に最も近いコミュニティから一次、二次、三次医療施設がそれぞれの役割を果たしていくための包括的な能力強化が必要とされている。本事業は、母子保健に係る医療の質やサービス提供の改善を通じてこれらの課題に取り組み、コートジボワールにおける母子保健の改善に資するものである。

（2）保健セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

我が国は「国際保健外交戦略」（2013年5月）や「平和と健康のための基本方針」（2015年9月）において、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けた協力強化を表明している。「対コートジボワール共和国国別開発協力方

針」(2018年3月)では、国民の健康に必要な基礎的社会サービスの強化を含む「安全で安定した社会の維持」を重点分野に位置付けている他、「対コートジボワール共和国 JICA 国別分析ペーパー」(2016年3月)でも基礎的社会サービスの提供機能の回復への支援を重視している。本事業はこれら国際公約や我が国の援助方針・分析に合致し、また SDG ゴール 3「健康な生活の確保」、具体的にはターゲット 3.8「UHC の達成」だけでなくターゲット 3.1「妊産婦死亡の削減」およびターゲット 3.2「新生児および5歳未満時の予防可能な死亡の根絶」にも貢献するものである。

また、2017年4月、JICA とコートジボワール関係省庁において保健セクターの協力プログラムについて方向性・枠組みが合意された。同プログラム「女性・子ども・貧困層に向けた UHC 推進プログラム」は、利用者に過度な負担をかけずに必要な医療サービスが提供できる医療保障制度の効果的・効率的な運営を支援するとともに、妊産婦・新生児の継続ケア確立を中心的課題としながら、コミュニティ及び一次から三次医療施設までのリファラル体制の強化、すべてのレベルにおける保健サービス提供体制強化や利用促進を図り UHC 促進を目指すものである。本事業は同プログラムの中でサービス提供の改善に貢献するものである。

### (3) 他の援助機関の対応

コートジボワールの保健セクターでは、ドナー協調は重視されており、WHO を議長とする月例調整会議に加えてサブセクター調整会議も組織されている。母子保健サブセクター会議は国際連合人口基金 (UNFPA)、国際連合児童基金 (UNICEF)、世界保健機関 (WHO)、世界銀行、フランス開発庁 (AFD)、JICA 等で構成されている。国連機関は保健省に対して母子保健関連の政策策定及び研修実施を支援している。今後これら他援助機関とより具体的な連携を図っていくことで本案件の成果の面的展開が期待される。

世界銀行はココディ大学病院のリファラル対象医療圏で二次医療施設全 4 か所及び一次医療施設 51 か所を対象に調査を実施し、その結果に基づき施設改修の支援を予定している。アビジャン内では 10 か所の一次施設の整備を予定している。また AFD およびヨーロッパ連合と協調し医療保障制度を支援する開発政策借款についても予定している。

AFD は母子保健を中心とした保健システム強化を推進しており、トレシュヴィル及びヨブゴン大学病院のリファラル対象医療圏で計 2 か所の二次医療施設整備を支援中。更にアビジャン内で 5 か所の二次医療施設整備、バンジャビル精神病院の整備を予定している。

首相府官民連携公共事業により、二次医療施設 8 か所（内、アビジャン内 5 か所）の整備を実施している。

WHO は、今般刊行されたガイドライン「ポジティブな出産経験のための分娩時ケアに関する勧告」に沿った人材育成・能力強化を開始している。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、コートジボワールにおける妊産婦・新生児ケアのモデルの策定、国家指針への反映、モデルの実践・検証、医療従事者教育への統合を行うことにより、対象保健医療施設の妊産婦・新生児ケアの質の改善と患者による施設利用の増加を図り、本プロジェクトが支援する保健医療施設管轄地域の妊産婦・新生児死亡の減少に寄与するものである。

#### (2) プロジェクトサイト／対象地域名

大アビジャン圏内のアボボ東保健区及びアボボ西保健区

#### (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：アボボ保健区の妊娠期から分娩期、産褥期の女性と新生児（年間約 4 万出生）および対象地域の一次および二次医療施設の医療従事者

最終受益者：アボボ地区住民

#### (4) 総事業費（日本側）

約 6 億円

#### (5) 事業実施期間

2019 年 7 月～2024 年 7 月を予定（計 5 か年）

#### (6) 事業実施体制

保健公衆衛生省：

保健総局：保健省内の活動取りまとめ

看護・助産ケア局：看護・助産ケアについて州・保健区保健局の支援

国家母子保健プログラム：母子保健に関連する事業の調整

国立保健人材養成所：初期・継続教育の実施

ココディ大学病院：管轄地域の医療従事者に対する技術的な支援

アビジャン第 2 州保健局：管轄地域の医療施設に対する支援

アボボ東保健区、アボボ西保健区：管轄地域の医療施設に対する支援

#### (7) 投入（インプット）

##### 1) 日本側

##### ① 専門家派遣（合計約 170M/M）：

長期：総括／母子保健、地域保健、業務調整

短期：5S-KAIZEN-TQM、プロジェクト評価等

- ② 研修員受け入れ：母子保健分野
- ③ 機材供与：正常分娩や基礎的緊急産科・新生児ケアに必要な機材
- ④ 研修実施：研修教材の作成、地域保健活動に係る Information Education Communication(IEC)素材の作成等
- ⑤ その他：プロジェクト広報に係る経費等

## 2) コートジボワール国側

- ① プロジェクト事務所の設置
- ② 機材の維持管理費用
- ③ 医薬品・消耗品の供給
- ④ コートジボワール側スタッフの交通費・宿泊費・日当等

## (8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

### 1) 我が国の援助活動

2017年4月にJICAとコートジボワール関係省庁において合意した「女性・子ども・貧困層に向けたUHC推進プログラム」は、本事業のほか、技術協力(個別専門家)として保健プログラムアドバイザーの派遣(2018年10月から)、無償資金協力事業「大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院整備計画」の協力準備調査が実施されている(2018年度)。プログラムアドバイザーは保健省において本事業を含むプログラム全体の円滑な実施を支援し、ココディ大学病院は教育病院であることから本事業においても医療従事者の初期および継続教育の場となることが期待される。また技術協力プロジェクト「大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ支援プロジェクト(COSAY)フェーズ2」(2017年度～2021年度)は重点分野「安全で安定した社会の維持」の一環として、2010年大統領選挙後危機の多大な影響を受けたアボボコミュニティ及びヨプゴンコミュニティを対象に、基礎的社会サービスの提供機能の回復や行政・住民間の信頼構築を支援している。本事業の対象地域がアボボコミュニティに含まれることから、行政およびコミュニティの情報共有による効率的な事業実施が期待される。

### 2) 他援助機関等の援助活動

「2.(3)当該セクター／地域における他の援助機関の対応」に記載の他の援助機関による支援や援助協調状況に関し、グローバル・ファイナンス・ファシリティ(GFF)を通じて母子保健セクター支援に関する資金動員及び連携協調が促進される傾向が強まっている。本事業はWHOから刊行された「ポジティブな出産経験のための出産ケアガイドライン」に基づくケアの実践を支援するものであり、WHOが支援する政策策定において実施上の課題を反映するなどの連携が期待できる。

## (9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

### 1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」上、環境への望ましくない影響はほとんど生じないと判断されるため。

## 2) 横断的事項

本事業の対象地域は、長年の内戦と2010年の大統領選挙後の混乱により、住民間の関係が大きな影響を受けたアビジャン（特にアボボコミューン）である。

本事業により妊産婦・新生児ケアを実施し、医療サービスの向上を図ることで、住民からの行政への信頼を回復させることは、紛争後の平和構築への寄与という観点からも重要と言える。同地域が多文化・多民族で構成されていることに鑑み、プロジェクトの実施により住民・コミュニティ間の関係に負の影響を与えない、また対立を助長しないよう配慮する。

## 3) ジェンダー分類：「GI（P）女性を主な裨益対象とする案件」

<活動内容/分類理由> 妊産婦・新生児継続ケアの本質として、サービスの受け手となる女性の声や社会的な立場を重視することは不可欠である。また、本プロジェクトの対象地域は、過去の騒乱の影響等により、女性に対する暴力やそれによる健康被害も懸念されるため、女性の置かれている立場に留意する必要がある。これらを踏まえ、本プロジェクトでは、ベースライン調査等の段階で、女性の意見聴取を行う計画となっている。上記により、本案件は「GI（P）女性を主な裨益対象とする案件」に分類される。

## （10）その他特記事項

特になし

## 4. 事業の枠組み

### （1）上位目標：

プロジェクトが支援する保健施設の管轄地域における妊産婦・新生児死亡が減少する。

指標及び目標値：

1. 2029年までにアボボ東保健区及びアボボ西保健区における妊産婦・新生児死亡がXXX%減少する。

（注：上記指標及び目標値はプロジェクト開始後にベースライン調査の結果や関係者との協議を元に最終決定する）

### （2）プロジェクト目標：

プロジェクトが支援する保健施設において、妊産婦・新生児継続ケアの質が

向上し、サービスが利用される。

指標及び目標値：

1. 妊産婦・新生児継続ケアモデルが導入された対象施設における分娩数がXXX%増加する。
2. 妊産婦・新生児継続ケアモデルモデルが導入された施設の数と割合がXXX%増加する。

（注：上記指標及び目標値はプロジェクト開始後にベースライン調査の結果や関係者との協議を元に最終決定する）

### （3）成果

成果1：妊産婦・新生児継続ケアモデルが策定される。

成果2：妊産婦・新生児継続ケアモデルが、プロジェクトが支援する保健施設において実践される。

成果3：妊産婦・新生児継続ケアモデルの概念が、看護師・助産師の初期教育モジュールに組み込まれる。

## 5. 前提条件・外部条件

### （1）前提条件

特になし

### （2）外部条件

- 対象施設の医療人材が頻繁に異動しない。
- 医療施設の利用者が無料医療制度に反して利用料を請求されない。
- 緊急搬送システムが機能する。
- 無料医療制度により供給される出産・新生児ケアに対する還付がタイムリーに実施される。
- 医薬品・消耗品・血液製剤が対象施設にタイムリーに供給される。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1)セネガル国「母子保健サービス改善プロジェクト」(終了時評価年度2011年)は保健医療サービスのモデルを形成する案件であり、妊産婦・新生児ケアに係るコンセプト及びPRESSMNモデル<sup>1</sup>を構築した。全国普及・拡大は、PRESSMNモ

<sup>1</sup> ①コミュニティと医療機関のコミュニケーション、②関係者とのコンセプト共有、③5S-KAIZENを通じた施設内環境改善、④根拠に基づく妊産婦・新生児ケアの実践、⑤行政との連携による各種サポート活動(継続教育、施設・機材整備、リファラル・カウンターリファラル強化、モニタリング評価)の5つの構成要素からなる。「人間のお産」を軸とし、科学的根拠に基づいた妊産婦・新生児ケアの実施、受益者である女性の声を反映することによるケアの質改善、医療機関・行政・コミュニティが一体となった継続的なケアの提供と、これらを通じたケアサービスへのアクセス改善を目指す包括的な実践モデル。

デルに関する共通認識を関係者間で醸成することに多くの時間が割かれたものの、最終的には同モデルを実施するための詳細を記したマニュアル等の成果文書が保健省によって承認されたことで、モデルは確立された。多様な関係者がかかわったことから、妊産婦・新生児ケアに係るコンセプト及び PRESSMN モデル構築に時間を要したものの、これらの関係者を巻き込むことにより、結果的には PRESSMN モデルの全国普及・拡大への道筋が開かれることとなった。

本事業は保健医療サービスのモデルを形成する案件であることから、地域活動の制度化や全国展開まで視野に入れオーナーシップの醸成、定着・普及・拡大への足掛かりとなるよう、早期から地方レベルの保健行政に限らず広い視点で関係者を巻き込むことをプロジェクトの計画に反映させた。

## (2) ガーナ「EMBRACE<sup>2</sup>実施研究」

地域と施設の連携促進及び産前から乳幼児までの継続ケアの実現に有効な介入パッケージを開発し、効果検証を行った。その結果、継続ケアの障壁・促進要因の把握、家庭と保健施設との結びつきや受益者の利便性を重視したサービス提供体制、受益者のエンパワーメントなどが必要との教訓を得た。本事業では、地域と医療保健施設の連携促進を同様の柱として、ケアの質やアクセスへの課題の明確化による現地の状況の把握、住民が参画する医療施設運営委員会や保健ボランティアの活用といった既存の制度や資源を考慮したモデルの策定を行うよう計画に反映させた。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、妊産婦・新生児継続ケアの推進を通じて妊産婦・新生児死亡の減少に資するものであり、SDGs ゴール 3「健康な生活の確保」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内 ベースライン調査

事業完了 5 年後 事後評価

以上

<sup>2</sup> EMBRACE (Ensure Mothers and Babies Regular Access to Care) : 日本政府による「国際保健政策 2011-2015」にて発表された、母子の命を守ることに焦点を当てた支援モデル。

(SDGs ゴールに関する別紙)

持続可能な開発目標 (SDGs) ゴール一覧

ゴール 1	あらゆる形態の貧困の撲滅
ゴール 2	飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進
ゴール 3	健康な生活の確保、万人の福祉の促進
ゴール 4	万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進
ゴール 5	ジェンダー平等、全ての女性・女子の能力強化
ゴール 6	万人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保
ゴール 7	万人のための利用可能で、安定した、持続可能で近代的なエネルギーへのアクセス
ゴール 8	持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進
ゴール 9	強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成
ゴール 10	国内と国家間の不平等の削減
ゴール 11	包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築
ゴール 12	持続可能な消費と生産パターンの確保
ゴール 13	気候変動とその影響への緊急の対処
ゴール 14	持続可能な開発のための、海洋と海洋資源の保全と持続可能な使用
ゴール 15	生態系の保護、回復、持続可能な使用の促進、森林管理、砂漠化への対処、土地劣化の停止と回復、生物多様性の損失の阻止
ゴール 16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築
ゴール 17	実施手段 (MOI) の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化



別紙:ジェンダー分類詳細

ジェンダー分類	定義
<b>ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件</b> Gender Informed [GI] ※以下の GI(P)、GI(S)に至る前提条件。	ジェンダーの視点に立って、関連政策、開発課題、ニーズ、インパクト等に関する調査が行われ、先方政府とジェンダーに配慮した取り組みについて協議した案件。 ※上記を行ったものの、GI(P)、GI(S)に至らなかった案件は、最終分類として「GI」となる。
<b>ジェンダー平等政策・制度支援案件</b> Gender Informed (Principal) [GI(P)]	ジェンダー主流化のための政策や財政・法制度の改革支援、ナショナルマシーナリー（男女共同参画や女性の地位向上のための政策策定、施策を行う国内本部機構）を含めた行政機関のジェンダー主流化推進体制整備支援（人材育成を含む）を主目的とする案件。
<b>女性を主な裨益対象とする案件</b> Gender Informed (Principal) [GI(P)]	女性をターゲットグループとして、女性のエンパワーメントや保護を主目的とする案件。当該社会の中でより弱い立場に置かれているグループの中の女性を支援することを意図する案件。例えば貧困女性、少数民族・先住民族女性、難民女性、女子児童。
<b>ジェンダー活動統合案件</b> Gender Informed (Significant) [GI(S)]	プロジェクト目標や上位目標にジェンダー平等推進や女性のエンパワーメントにかかる目標を直接掲げていないが、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取り組みを明示的に組み入れている案件。
<b>ジェンダー対象外</b>	ジェンダー平等・貧困削減推進室との協議の結果、案件の性質上「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析」を実施しないと判断した案件。

(参考情報:社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室)

第4期中期目標(2017~2021年度)におけるジェンダー関連指標

【指標15-4】機構が実施するプロジェクト(技術協力、有償資金協力、無償資金協力)におけるジェンダー案件比率:40%以上(金額ベースの比率)

※「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」(GI)はジェンダー主流化における最初の重要ステップであり、案件計画段階でジェンダー主流化のニーズを調査・分析した結果、以下に分類される案件となった場合に【指標15-4】上の「ジェンダー案件」として計上されます。

・ジェンダー平等政策・制度支援案件(GI(P))、・女性を主な裨益対象とする案件(GI(P))、・ジェンダー活動統合案件(GI(S))